

食の安全安心推進計画の基本的な考え方

■計画とは

食品等の生産から消費に至る各段階で、大阪府における食の安全安心の確保に関する施策を全庁横断的に計画的に進めるための長期計画

■計画の位置づけ

「大阪府食の安全安心推進条例」の規定に基づき、「大阪府食の安全安心推進協議会」の意見を聴いて策定

■計画の基本姿勢

条例の基本理念にのっとり、府、食品関連事業者、府民等が責務や役割を理解し、共に協力して食の安全安心の確保に取り組む

■計画の期間

- 第1期：2008～2012年度（平成20～24年度）
- 第2期：2013～2017年度（平成25～29年度）（現行）
- 第3期：2018～2022年度（5年間）（予定）

第2期計画の概要

- 1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保
- 2 健康被害の未然防止や拡大防止に関する施策の充実
- 3 情報の提供の促進
- 4 事業者の自主的な取組の促進

第2期計画期間中の大阪府の主な取組

- ◆食品表示法に関する業務の一元化（'16年～）
 - ・3課で行っていた業務を食の安全推進課が所管
 - ・保健所等の相談窓口及び監視指導体制を整備
- ◆HACCP（国際標準の衛生管理システム）の導入促進
 - ・食品営業の管理運営基準に「HACCP導入型基準」を追加（'15年～）
 - ・大阪版食の安全安心認証制度の基準にHACCPの考え方を導入予定（'17年）
- ◆食の安全安心顕彰制度による顕彰（'13年～）
 - ・食の安全・安心の確保に関し、特に優れた取り組みをした事業者及び消費者を顕彰
- ◆食品中の放射性物質対策
 - ・検査体制を整備
 - ・情報提供及びリスクコミュニケーションを実施

第3期計画の方向性

取り組むべき課題

食品表示法

2015年に施行、加工食品及び添加物の経過措置期間は5年間（2020年3月31日まで）

➢加工食品の栄養成分表示の義務化など新しい表示基準の周知・指導が必要

HACCP

2018年を目処に義務化の法改正、数年後に施行（予定）

➢これまでの衛生管理に加え、国際標準であるHACCPの普及啓発・支援が必要

第3期計画の方向性

第2期計画の全庁的な施策の継続を基本としつつ、現状や今後の動向を踏まえ、計画改定を検討

■施策展開の方向性

- ・条例の基本理念を踏まえた4つの施策の柱を第2期計画から概ね踏襲し、関係部局が連携して行う取組を明確化
- ・府の施策について、事業者の責務、府民の役割として協力していただく内容を明確化

■重点施策の設定

- ・義務化等を見据え、特に重点的に取り組む施策として設定

➢新たな制度に基づく表示の適正化の推進

➢国際標準化を見据えた自主衛生管理の推進

第3期計画策定に向けたスケジュール

日程	協議会	事務局
'17年3月	諮問	
4月～6月		計画素案の作成
7月	新委員委嘱	新委員に計画素案を提示
8月	審議	
9月～10月		審議結果を踏まえた計画案の作成
11月		パブリックコメント募集（最低1か月間）
12月～'18年1月		パブリックコメント結果を踏まえた計画最終案の作成
2月	答申	
3月	計画策定・公表周知	
第3期計画スタート		